

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還）43

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43838">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43838</a>

回九的整部画

防衛庁原案 作成

1/3 秘  
NO.

新防衛力整備計画(防衛庁原案)について

第1 計画立案の趣旨

最近の国際情勢からみて、わが国に対し、さし迫った脅威があるとは考えられない。しかし、武力紛争が跡を絶たない国際政治の現実からすると、わが国に万一の事態が起これば、いよう抑止力として有効な防衛力をもち、わが国の独立と安全を維持しなければならない。わが国の防衛力は、第1次から第3次に亘る整備計画の実施により、逐耳整備されて来た。しかし、もともと兵力皆無の状態から漸増方針をとって整備されて来たので、諸外国と異なり、必要な兵力の蓄積が未だ不十分であり、防衛力として所望の域に達してはいない。また、今日の防衛力は、科学技術の高度化に伴い、その整備、運用に多大の期間と経費を要し、二期一夕に建設できるものではなくなっている。

この点において、現在の防衛力を基盤とし、通常兵器による局地戦事態における侵略に対処しうる守衛防衛の態勢を整備するため、長期的な見通しのもとに昭和47年度から何うの箇年間に亘る新防衛力整備計画の原案を作成した。

秘  
NO. 3123 リコー用紙

計画の立案に当っては、わが国の防衛について 日米安保体制を基盤とするが、わが防衛力の現状及び今後の防衛力整備の可能性等を基案した場合、起こる可能性のあるものすべての脅威に対して防衛力をもって対処することは不可能であるので 第二次大戦以後における

- 武力紛争の一般的傾向、国際世論の動向、わが国をめぐり紛争生起の要因等を考え、防衛力をもって対処すべき事態様相を限定し、それに対して 必要最少限度のものを整備することとしている。従って、わが国の安全保障については、防衛政策と相まって 日米安保体制の紐帯の強化を含めて 外交及び内政上の関係諸施策が有効適切に講ぜられることが肝要である。

- また、整備された防衛力が有効にその機能を發揮するためには、国民の十分な支持と協力が必要であることを銘記しなければならない。

## ② 情勢判断

①) 米ソ両国の核戦力の均衡は、将来もひきつづき維持されるであろう。従って、両国の核抑止力は今後も有効に作用し、

平和を望む国際世論の動向と相まって、全面戦争又は全面戦争に発展する恐れのある大規模な武力紛争は強く抑制されるであろう。

②) しかしながら、特にアジアにおいては、政治的、社会的、経済的に不安定な国も多く、幾つかのいわゆる分裂国家もあり、武力紛争の要因を内包している。更にニクソン・ドクトリンの実施による米軍のアジアからの撤退、中共の核装備の進展等大国の動向の変化は、アジア諸国に複雑な影響を与える可能性がある。

③) ②) 極東においては、米中ソ三大国の勢力均衡があり、域内各国の安全保障努力が続く限り、大規模な武力紛争の生ずる恐れはまず

あるまいと思われる。しかしながら変化の多い国際情勢の将来について、一つの可能性のみを断定的に判断するのは危険である。

均衡に间隙を生じたり、何等かの予測しえない要因が加わったりした場合に、小国を含み極東において限定的な武力紛争或いは間接侵略的事態の生ずる可能性を否定することはできない。極東の安全と平和は、それを維持しようとする国民の願望のみによつて達成されず、関係するすべての国の現実的かつ有効な安全保障政策によつて実現されるものであろう。

## 第2 防衛構想

### 1. 防衛構想策定の前提

#### (1) 国際紛争の一般的傾向

- 第2次大戦後における各種の戦争ないし紛争は、国内戦争や限定戦争の形をとり、しかも多くの場合
- これらに米ソ中の各国が直接間接に関与し、また大戦以前のような軍事力主体のものに比し、非軍事面の要素の比重が高まっていることがその特徴である。以上のような傾向は、今後も引き続き強くみられるところであろう。防衛構想の策定に当っては、このような情勢を十分反映するとともに、防衛力については情勢の変化に対応しうる柔軟な態勢を保持することに留意する。

#### (2) 専守防衛の防衛力と日米安全保障体制の堅持

わが国は憲法上の建前と非核三原則の政策によって他国に攻撃的な脅威を与えらるような軍事力や核兵器を持たないこととしている。そこでわが防衛力は戦略守勢の方針のもとに通常兵器による局地戦以下の侵略事態に有効に対処しようとするものである。したがって全面戦争に発展するおそれのある大規模な戦争の生起に対する抑止力についてはもちろん、局地戦事態における必要な戦略攻撃

力等についても今後も引続いて米国との安全保障体制を堅持し、その支援に依存することとする。

このように日米安全保障体制は自主防衛努力とともに、わが国を防衛するための基本的条件となつて  
いるが米国は今後ニクソン・ドクトリンに基づき同盟国に対し、自助を強調する方向に進むものと

● みられ、わが国を含む極東に展開された米軍も逐次削減される傾向にある。

● 従来、わが国の防衛は、わが防衛力の及ばないところは挙げて米国に依存することとしていたが、国力  
の着い向上した今日、またニクソン・ドクトリンの建前からいつても専守防衛に当る分野については専ら  
わが国が防衛を担当することとして自主防衛努力をしなければならぬ。

●

●

2 防衛の基本構想

わが国防衛の基本は、外交をはじめとする各般の安全保障政策によって武力紛争の生ずる要因の除去に努めるとともに、有効な防衛力を保持し、米国の安全保障体制を堅持して、わが国に対する侵略と未然に防止することにある。

この場合全面戦争及び全面戦争に発展するおそれのある大規模な武力紛争の脅威に対しては、外交努力等によるほかは主として米国の抑止力に期待することとする。見通しうる将来において可能性があると考えられる事態は、日米安保体制に基づく共同防衛が事実上発動しにくいような状況に

おいて起り、かつ、その目的、態様、手段等が限定されるような侵略事態であろう。このような限定的な侵略の脅威に対しては日米安保体制を背景として専守防衛の面についてはわが国が独力で有効に対処しうる防衛態勢を保持するものとする。

すなわちわが防衛力は、万一限定的な侵略事態が生じた場合には、極力自らの力でこれを排除し、たとえ自力による排除が完全には困難な場合においても、地域占領等の既成事実を作らねることなく所要期間を持ちこたえ、日米安保体制の機能の發揮等によって事態收拾を可能ならしめるものでなければならない。



### 3. 保持すべき防衛力の目標

防衛力は、本来相対的なものであり、その時の内外の情勢や科学技術の進歩等の諸条件によって左右されるものであり、保持すべき目標を量的に示すことは極めて困難であるが、現在見通し

● 得るおおもね10年程度の期間で国際情勢等に大きな変化がなく推移するという前提に基づき

● ともに防衛力の現状及び今後の整備の可能性等を基に、1980年代初期の脅威に対して保持すべき防衛力の目標として一応試算すれば次のような勢力となる。ただし、情勢及び脅威の変化あるいは科学技術の進歩等による兵器体系及び運用構想の変化等に応じ、検討がなされるべきものである。

● 水さべきものである。

● 陸上自衛隊 自衛官 18万人、13個師団、予備自衛官 6万人

海上自衛隊 艦艇 約350トン、対潜航空機 約270機

航空自衛隊 航空機 約1,100機 (うち作戦用 約650機)

### 第3 新防衛力整備計画案の骨子

#### 1. 方針

複雑な国際情勢のもとにおいて、わが国の独立と平和を守るため、前記の情勢判断及び防衛構想に基づき、通常兵器による局地戦以下の限定された侵略事態に対し有効に対処するため現在の防衛力を基盤とし、長期的見通しのもとに防衛力の総合的向上を図り、自主防衛態勢の整備につとめる。

また、沖縄の施政権返還に伴い、同地域に所要の防衛力を配備するとともに在日米軍の整理縮小に応じ所要の基地機能の維持について配慮するものとする。

防衛力の整備については次の事項を重視する。

- (1) 基幹的機能のうち、整備の特におこなわれているもの、または取得に長期間を要するものの整備
- (2) 科学技術の進歩に応じた装備の更新と近代化
- (3) 情報・監視及び指揮通信機能の充実強化
- (4) 防衛基盤強化のための技術研究開発及び装備の国産化の推進
- (5) 要員の確保と士気の鼓舞のための諸施策の推進
- (6) 部隊の練度向上のための教育訓練体制の充実
- (7) 後方支援部門の整備と合理化

## 2. 主要な整備内容

## (1) 陸上自衛隊

7. 5個方面隊、13個師団、18万人体制の基盤とし、装備の充実近代化により、師団を中心とする

部隊の戦闘力の向上を図るとともに、ホーク部隊4個隊を増強するほか、部隊等の組織の合

理化を行なって、効率的な陸上防衛力の整備を推進する。

イ. 装備の充実、近代化については、ヘリコプター及び装甲車の増強、各種火砲の自走化等による空地機動力の向上と戦車、対戦車火器及び対空火器の増強による火力の充実を重視する。

これがため戦車約420両、作戦用ヘリコプター約230機等を調達する。

ウ. 警備部隊等の要員に充てるため、予備自衛官を21,000人増員し、期末においてその定数を60,000人とする。

## (2) 海上自衛隊

7. 沿岸海域の防衛体制を強化し、あわせて上陸侵攻対応能力を充実するため、護衛艦、

高速ミサイル艇、潜水艦等を充実するとともに、機雷敷設能力を向上する。また、艦艇の増

強、更新に際しては、対艦及び対空ミサイルの導入等水上打撃力及び対空能力の向上を図る。

イ. 我が国周辺海域における海上交通の安全を図るため、護衛部隊の充実、近代化と対潜掃討部隊の増強を行ない対潜機能を強化する。

ウ. 上記の機能等の整備に資するため、艦艇については新たにヘリコプター搭載艦2隻を含む護衛艦19隻、潜水艦9隻、高速ミサイル艇14隻等計約85隻約103,000トンを建造して、期末において約170隻約182,000トン（計画完成時において約200隻約247,000トン）を就役させるとともに、航空機については、作戦用として約120機を調達する。

### (3) 航空自衛隊

ア. 防空力を補備し強化するため既定のF-4EJ飛行隊4個隊を整備するほか、沖縄への配備及び将来の減耗に対応するため、新たにF-4EJ飛行隊2個隊の整備に着手するとともに、タイキ部隊3個隊を増強する。

また、航空警戒管制組織については、沖縄のレーダーサイト4箇所を引き継ぐほか、固定3次元レーダー、移動警戒隊等の整備を推進する。

イ. 上着陸侵攻に対処する能力及び全天候偵察能力等を向上するため、現用の支援戦闘機及び偵察機とそれぞれ新機種に更新する。

ウ. 航空輸送力を充実近代化するため、現有の固定翼輸送機(C-46)を国産のC-1輸送機に更新するとともに、現在開発中の超音速高等練習機(T-2)を装備し、操縦教育の効率化を図る。

エ. 上記の整備に应付するため、航空機については、F-4EJ約80機、RF-4E約20機、C-1約30機等を調達する。

(4) 共通重要事項

ア. 防衛力の整備に伴う要員を確保し、隊員の志気と高揚するため、継続任用奨励金(役給)の新設、隊員の生活及び勤務環境の改善、職業訓練の拡充等の諸施策を推進するとともに、防衛医科大学校を新設して医官の確保を図る。

イ. 情報機能を充実するため通信・電子情報等各種情報の収集態勢を強化するほか、防衛庁としての情勢判断及び政策決定に資するため情報の一元的処理に当る情報中枢機構を整備する。

ウ. 指揮通信機能を強化するため、各自衛隊の各種通信系を含む全国的な統合自営骨幹通信網

を建設する。

(5) 技術研究開発

技術研究開発については、自衛隊の運用構想に基づき、かつ、科学技術の予う勢を洞察し、

- わが国の実情に即した装備の開発を推進する。項目としては、対潜哨戒機、レーダーとう載警
- 戒機等の航空機、各種誘導弾及び各種電子機器等を重視する。

### 3. 計画完成時の防衛能力

防衛能力は相対的なものであるからこれを正確に評価することは極めて難しいが、非常に大まかでない  
方をすれば計画完成時の防衛能力は次のようにいえよう。

- ㉞ 防空については、戦闘機の機種更新及び地対空誘導弾部隊の増強等により要撃能力は相当向上  
するが、低空侵入機の早期探知能力の欠如、地対空誘導弾部隊の不足等のため防空力の総合発揮  
及び継戦能力の面においてなお不十分である。

- ㉞ 上着陸侵攻対処については、陸上自衛隊における火力、機動力の向上と予備自衛官の増強等によ  
り一方においてかなり本格的な侵攻に対し、初期における排除は困難であるとしても、持久しつつ、  
一定の期間継戦しうるものと考えられる。

また支援戦闘機及び偵察機の機種更新並びに潜水艦、高速ミサイル艇等の増強により、洋上  
において侵攻勢力の減殺をある程度期待できよう。

海上防衛については、沿岸防備の面では、護衛艦、高速ミサイル艇等の増強及び監視態勢の強化  
により、かなりの水準に達し、対潜能力の面では、ヘリコプターと護衛艦を含む護衛艦及び対潜航空

機の増強等により在来型潜水艦に対するものとしてはかなり向上するが原子力潜水艦に対するものとしては極めて低い。また海上防衛力の総合発揮の体制が不十分である。



#### 第4 所要経費

この計画の実施に必要な5箇年間の防衛関係費の総額は昭和46年度以降の  
給与改定に伴うものを除き、約5兆1,950億である。なお昭和46年度以降の

- 給与改定に伴う経費については、現段階で見積るとは極めて困難であるが、
- 期間中一応5,000億円程度と見積られる。